

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正

平成 23 年 2 月 17 日
(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 27 条 (略)</p> <p>第 8 章 雑 則 (一括発注の開示)</p> <p>第 27 条の 2 委託会社は、当該委託会社のホームページにあらかじめ一括発注を行う場合の基本的考え方、対象有価証券、対象取引、約定結果の配分方法、最良執行の基本方針、社内管理体制その他参考となる事項（以下「開示事項」という。）を開示するものとする。</p> <p>なお、当該開示事項は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年府令第52号、<u>「金商業等府令」という。</u>）第182条第1項に規定する事業報告書の1. 業務の状況中の(18)投資運用業に係る内部管理の状況の記載事項に含まれることに留意するものとする。</p> <p>2 <u>投資信託財産以外の運用財産（金商法第 35 条第 1 項第 15 号に規定する運用財産をいう。以下同じ。）又は外国運用財産（金商業等府令第 171 条第 1 項第 1 号に規定する外国運用財産をいう。以下同じ。）と一括発注する場合</u>においては、前項に掲げる開示事項に加え、<u>当該運用財産（投資運用業の業種別に記載すること）又は外国運用財産と一括して発注する</u>ことがある旨を開示するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>附 則 この改正は、平成 23 年 2 月 17 日より実施する。</p>	<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 27 条 (同 左)</p> <p>第 8 章 雑 則 (一括発注の開示)</p> <p>第 27 条の 2 委託会社は、当該委託会社のホームページにあらかじめ一括発注を行う場合の基本的考え方、対象有価証券、対象取引、約定結果の配分方法、最良執行の基本方針、社内管理体制その他参考となる事項（以下「開示事項」という。）を開示するものとする。</p> <p>なお、当該開示事項は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年府令第52号）第182条第1項に規定する事業報告書の1. 業務の状況中の(18)投資運用業に係る内部管理の状況の記載事項に含まれることに留意するものとする。</p> <p>2 <u>投資一任契約に係る顧客資産と一括発注する場合</u>においては、前項に掲げる開示事項に加え、<u>投資一任契約に係る顧客資産と一括して発注する</u>ことがある旨を開示するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>